

# 令和7年度八峰町雇用創出活動支援事業補助金

## 雇用創出支援事業

|            |   |
|------------|---|
| 補助事業の内容    | 八峰町内に事業所を有する法人、住所を有する個人が新規事業に取り組み、かつ常用労働者を1名以上雇用して行われる事業。<br>ただし、設備投資（事業所・工場・設備等の新增設）を伴うものに限る。<br><br>※農林水産業の場合は法人のみ対象となります。<br>※他の町の補助金の交付を受けている場合は対象外です。  |
| 対象経費       | 1. 雇用奨励金…新規事業のために新たに雇用された者のうち、本町に住所を有し、雇い入れの日において65歳未満の者的人件費<br>※正社員（常用雇用者・厚生年金・社会保険被保険者）が対象です。雇用期間の定めのある方（パート・アルバイト）は対象となりません。<br>2. 創業支援費…事業開始後6ヶ月以内に支払が完了する以下の初期費用<br>(1) 事業用施設の土地・建物の借料<br>(2) 設備・機械・備品・構築物の製作、購入、借料、改良または修繕費用<br>(3) マーケティング活動に要する経費<br>(4) 技術・経営指導等のコンサルタントに要する経費<br>(5) 法人登記に必要な経費（※事業開始前可）<br>(6) その他創業時に必要な経費 ※基本的に消耗品は対象外 |
| 補助率・限度額    | 1. 雇用奨励金…1名につき30万円 3名まで 2年間<br>(ただし、12か月以上継続雇用の実績を確認してから交付)<br>※初年度は認定のみとなります<br>2. 創業支援費…当該補助対象経費の2分の1以内、限度額100万円  |
| 成果の報告および公開 | 申請時に提出した事業計画の進捗状況について、補助金の交付を受けた翌年度から3年間、事業成果報告書を町長に提出していただきます。<br>また、実施した事業の内容については、町のホームページや広報等で公開する場合があります。  |

※申し込みは隨時受け付けます。書類審査後認定します。ただし、必要に応じて内容等を説明（プレゼン）していただく場合があります。

※対象事業は年度内（3月31日）までに完了する必要があります。

※申請は年度内1事業までとし、過去に同一事業での申請を行っている場合は対象外です。

※代表者や役員、社員、事務所および設備等を共用し、既存事業所との区別が明確でない等、実質的に同じ事業を行っている場合は、別法人でも同一人格とみなします。

※詳細につきましては商工観光課へご相談ください。

**相談・問合せ先 八峰町役場商工観光課 電話0185-76-4605**